

(参考)

インドへの進出に対する支援・協力に関する協定書

大阪府（以下「甲」という）、公益財団法人大阪産業局（以下「乙」という）、Mahindra Industrial Park Chennai Limited（以下「丙」という）、及び住友商事株式会社（以下「丁」という。）は、インドにおける大阪府内企業等（大阪府内に本社又は製造拠点を有する法人、以下「府内企業等」という）の事業展開を促進するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙、丙及び丁は、甲及び乙の紹介に伴う府内企業等のインドへの進出をともに支援し、必要な相互協力を行う。

（連携協力内容）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達するため、次の各号について相互に連携・協力を行う。

- (1) 丙又は丁は、府内企業等がインドへの進出を検討する際の相談窓口として機能する。
- (2) 丙は、甲、乙及び府内企業等が個別又は合同で実施するインド・タミルナドゥ州への視察に対応する。
- (3) 丙又は丁は、甲又は乙が府内企業等のインド進出に関するセミナー等を開催する際には、講師の派遣等を行う。
- (4) 甲又は乙は、インドへの進出を希望する府内企業等の情報を、府内企業等の同意を得た上で、必要に応じて丁を通じ丙に対して提供する。
- (5) 甲、乙、丙及び丁は、本条各号の実施に要する各自の費用については、原則としてそれぞれ負担するものとし、必要に応じて協議のうえ決定する。

（守秘義務）

第3条 本協定の履行に関連する情報は、書面による事前の同意なしに第三者へ開示してはならない。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は本協定成立の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに当事者のいずれかから相手方に対する書面により更新を行わない旨の意思表示がない限り、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。

或いは本協定の解除について当事者全てが書面で合意した場合は、有効期間に関わらず、本協定は当該合意に定める時期に終了する。

（疑義の協議）

第5条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の実施に関する事項に疑義があるときは、甲、乙、丙及び丁は協議の上、誠意をもってこれを処理するものとする。

甲、乙、丙及び丁は、甲及び乙が、丙及び丁が関わる工業団地以外の企業等と本協定に類する提携をすることを妨げるものではない。

(参考)

(言語)

第6条 本協定は英語と日本語で作成される。英語版が正本であり、日本語版は参考として作成され、これら各言語版の間に矛盾抵触がある場合、英語版が優先されるものとする。

本協定は法的に拘束力を有するものではなく、第1条の目的を実現するために締結者の精神と誠意を表明するものである。

本協定成立の証として本書正本4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2025年7月14日

甲 大阪府大阪市住之江区南港北1丁目14番16号
大阪府商工労働部長 馬場 広由己

乙 大阪市中央区本町橋2番5号マイドームおおさか7階
公益財団法人 大阪産業局
理事長 立野 純三

丙 Mahindra Towers, Ground Floor, No. 17/18, Pattullous Road,
Anna Salai, Chennai - 600 002
Mahindra Industrial Park Chennai Limited
Director GOEL VIKRAM

丁 東京都千代田区大手町二丁目3番2号大手町プレイスイーストタワー
住友商事株式会社
工業団地ユニット長 福田繁夫
